

# 評議員及び役員選任に関する規則

公益財団法人長野県スポーツ協会

## 第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「本会」という。）の評議員及び役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、法令又は本会定款について定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## 第2章 候補者の選出方法

(評議員候補者の選出)

第2条 役員等候補選出委員会において評議員候補者を選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から、選出するものとする。

- (1) 加盟競技団体
- (2) 郡市体育・スポーツ協会
- (3) 学校体育団体
- (4) 学識経験者（医療関係者、弁護士、公認会計士、オリンピック等）

2 評議員候補者のうち、原則として3名以上を学識経験者とする。

(理事候補者の選出)

第3条 役員等候補選出委員会において理事候補者を選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から、選出するものとする。

- (1) 加盟競技団体代表
- (2) 郡市体育・スポーツ協会代表
- (3) スポーツ少年団代表
- (4) 学校体育団体代表
- (5) 学識経験者（行政、弁護士、経済界、オリンピック等）

2 理事候補者10名以内のうち、原則として3名以上を学識経験者とする。

(監事候補者の選出)

第4条 役員等候補選出委員会において監事候補者を選出する場合は、1名以上3名以内の者を選出するものとする。

## 第3章 理事定年制・再任制限

(定年制)

第5条 理事は、選任時において、その年齢が75歳以下でなければならない。ただし、第3条第1項第5号に掲げる学識経験者が理事となる場合及び特別な事情があると役員等候補選出委員会が認めた場合については、定年制を適用しないことができる。

(再任制限)

第6条 理事は、連続して10年を超えて在任することができないものとする。ただし、連続する在任年数が10年に達する場合であっても、特別な事情があると役員等候補選出委員会が認めた場合は、さらに再任させることができる。

2 前項再任期間を満了した者については、満了後4年以上経過した時点で、再び理事候補者となることができる。

## 第4章 雑則

(細則)

第7条 この規則に定められていない細則は、別途定める。

(本規則の変更)

第9条 この規則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1 この規則は、令和5年6月21日から施行する。ただし、第2条の規定については、令和6年度定時評議員会の開催日から施行する。